

## 令和6年度三光コスモス祭り 出店規約

### 1. 出店について

#### ①出店条件

- ・代表者が三光地区に住所を有する方、及び三光地区に店舗を有する方
- ・協議会などの地域活性化に寄与する団体
- ・主催者が認める場合

出店の可否に関しては、三光コスモス祭り出店部会にて決定します。

#### ②三光地区のPRに寄与してください。

#### ③出店者は自己の名義をもって他人に出店（いわゆる名義貸し）をさせてはいけません。

#### ④露天商販売については、二豊街商協同組合を通じての出店とします。

#### ⑤中津市暴力団排除条例により、暴力団関係者の方の出店は認めません。

#### ⑥出店については、三光コスモス祭り事務局が指定した場所のみとします。

#### ⑦出店期間は令和6年10月9日（水）～10月27日（日）までとし、原則すべての日程に出店を行うものとします。ただし、正当な理由があり、当日朝までに事務局の承諾を得た場合はこの限りではありません。必ず事務局へ相談してください。

また、この出店期間はコスモスの開花状況で前後する場合があります。

#### ⑧出店時間（販売時間）は原則10:00から16:00とします。ただし16:00以降も出店は可能ですが、最終は17:00までとします。売り物がなくなった場合も、片付けることなくおもてなしの心で来園者の案内など各自できることを行ってください。

#### ⑨気象状況により、事務局の判断で止むを得ず出店の中止をお願いする場合があります。

（代表者に連絡します）

#### ⑩出店拠出金として1日につき4,000円、7日以上28,000円を徴収します。拠出金はルールを守っていただくためのものです。ルールを遵守された出店者には、コスモス園閉園後に返却します。

#### ⑪コスモス園開園期間中の整備及び維持管理を目的とする、出店料を徴収します。平日の出店は0円です。土日祝の出店については1日あたり4,000円ですが、開園期間中の平日に8日以上出店する店舗については1日あたり1,000円とします。また、営利を目的としていない場合は徴収しません。

なお、出店料は出店拠出金から差し引くものとします。

### 2. テント設営及び出店準備、撤去について

#### ①開園日（10月9日）から出店する場合

10月8日（火）、又は開園日の9:00までに設置してください。

#### ②開園日の後（10月10日～10月27日）に出店する場合

出店する前日の17:00～18:00の間、または出店する日の9:00までに設置してください。

- ③机、イス及び販売に必要な設備は各出店者で準備してください。
- ④期間中における盗難・破損・保管等については、主催者側は一切責任を負いません。  
各自保険に加入するなど、自己責任において判断してください。
- ⑤看板・値札等、お客さんにアピールできるようなものを工夫して設置してください。  
ただし、のぼりは通行及び他の出店者の営業の妨げにならないように設置し、掲げる範囲については出店者間で協議を行ってください。期間中、自身のHPやSNSでの宣伝告知を行ってください。
- ⑥後日、販売品目・価格等一覧表を配布しますので、値段等の調整を行う場合は出店者間で協議を行ってください。
- ⑦テントの撤去は出店終了日の16:00~17:00までに行ってください。ただし、閉園日（10月27日）まで出店する場合は、会場の片付けや田起こし等の都合で、閉園日の翌日の12:00までに行ってください。

### 3. 水道、電源について

- ①コスモスマルシェ内に水道と電源を設置します。
- ②電源は各自延長コード等を準備してください。電気容量に限りがありますので節電等の工夫をお願いします。申込書に記載した電化製品以外は使用禁止です。
- ③毎日17:00に電源を落とします。
- ④ソフトクリーム等電源容量が大きい場合、事務局と協議してください。（原則出店者で準備）

### 4. 商品の搬入・搬出等について

- ①搬入時間は9:40までとします。  
許可証貼付車（各出店者2枚）のみ乗入が可能です。時間は厳守してください。
- ②搬出時間は16:00からとします。  
許可証貼付車（各出店者2枚）のみ乗入可能です。時間は厳守してください。
- ③搬入・搬出の際は、会場及び園内における通行人等の安全確保に最善の注意をお願いします。
- ④9:40~16:00までは、会場内への車輛の乗入は禁止します。
- ⑤販売時間内の途中で商品等の搬入や搬出を行う場合は、会場内・会場付近の道路には絶対に車を止めないでください。必ず関係者駐車場に車を止めてから搬入・搬出をお願いします。
- ⑥許可証貼付車のみ関係者駐車場への乗入が可能です。許可証の増刷はしないでください。
- ⑦許可証張付車の関係者駐車場への駐車は各店舗1台に限り、もう1台につきましては搬入・搬出の際の一時的な利用にとどめてください。
- ⑧天候、その他要因により関係者駐車場および搬出時間等が変更となる場合があります。その際は事務局の指示に従ってください。

### 5. 出店拠出金の返金について

- ①領収書兼預かり書と引換えに返金いたします。

②返金につきましては11月5日(火)より11月8日(金)の期間で行います。準備の都合上、事前に事務局までご連絡願います。

③開園期間中の注意事項、ルールを守れなかった出店者につきましては、拋出金の一部又は全額をお返ししません。

④申請時に出店予定としていた日程(平日)において、天候等によりコスモス祭りが休園となった場合については出店したとみなします。

#### 6. 一時営業許可が必要な出店者について

①出店品目について、許可を受ける必要のないものや判断が困難なものもありますので、各自で保健所へご相談ください。

②許可が必要な出店者は、各自で一時営業許可〔飲食・喫茶・菓子〕を受けてください。

③1営業につき、申請手数料が別途必要となります。

④保健所への営業許可申請書と領収書のコピーを提出してください。

⑤その他、保健所からの要請には必ず従ってください。

#### 7. 出店場所で火気器具等を使用する出店者について

①火気器具等(LPガスコンロ、カセットコンロ、ホットプレートなどの電化製品等)を使用する出店者は、業務用消火器の準備が義務付けられています。届出の必要のないものや判断が困難なこともありますので、各自で消防署へご相談ください。

②消防署への届け出は事務局で一括して届け出を行いますので露店等の火災予防チェックシートへ必要事項を記入のうえ事務局へ提出ください。

③消火器の設置が必要な出店者は、消防署の点検の都合上、初出店日の9時までに設置を完了してください。

#### 8. 販売品目報告書・検食・販売報告書について

①販売品目報告書は、毎日11:00までに事務局へ提出をお願いします。

ただし、販売品目報告書は初回申請時より変更があった場合のみ提出ください。様式は本部まで取りに来てください。追加、削減、変更等があった場合に限り販売内容を全て記入して提出してください。

検食については、出店者の責任で保管してください。事務局への提出は不要です。

③販売報告書はコスモス祭り終了後、11月8日(金)までに事務局へ提出をお願いします。

#### 9. 出店場所について

①出店の申し込み数が確定次第、事務局にて出店場所のレイアウトを作成します。そして、販売品目や出店日数によって事務局にて優先順位をつけさせていただき、出店者説明会時に、優先順位の高い出店者から出店場所を決定します。

②園期間中、出店の終わった場所、当日出店がないテントについて出店者同士の話し合い

により、場所の共有を可能とします。

## 10. その他について

- ①毎日、本部テント前に集合して点呼、連絡事項、会場内清掃を行います。朝は9:50より、夕方は15:30より行いますので必ず参加してください。ただし、当日の園内状況により時間が前後する場合があります。
- ②出店場所及びその周辺は必ず清掃を行ってください。会場内のテーブル清掃を、毎日の開園前と閉園後に協力して行ってください。朝のイス・テーブル拭きについては、出店者で協力して10:00までに行ってください。10:00以降もイス・テーブル拭きを定期的にお願ひします。
- ③夕方の清掃については点呼後に行いますが、残って営業する人が最後の片付け等を行ってください。出入口の封鎖（ゲート）をお願いします。
- ④販売する品物の数量等については、当日の天候等を考慮して準備をしてください。
- ⑤食中毒対策には、十分に責任を持って対応してください。
- ⑥出店品目を変更する場合は、必ず保健所の確認と事務局へ届け出をお願いします。
- ⑦出店者は各店舗で回収用のゴミ箱を設置し、出店場所で発生したゴミ（枝豆の茎や葉、段ボール箱、販売で発生したゴミの回収）は、各自が責任を持って収集し処分してください。放置は厳禁です。
- ⑧雨により、水たまりができる場合があります。事前にベニヤ板等を敷くなど各自で雨水対策をしてください。また、出店場所だけでなく会場内の排水作業をお願いします。
- ⑨事務局の指示、注意事項に従ってください。

## 11. 規約の遵守について

- ①規約に違反した場合には理由の如何に関わらず、期間中でも出店をお断りする場合があります。この際に生じる損害などに対して、事務局は一切の責任を負わないものとします。
- ②規約に違反した場合、来年度以降の出店を認めません。
- ③出店者は、本規約をスタッフ全員に周知する事。
- ④事務局は止むを得ない事情がある場合は、規約の一部を変更する場合があります。

## 12. 損害賠償

- ①出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対してすべての賠償責任を負います。

【令和6年6月11日改定】